

平成 21 年 5 月 1 日

00:00 発、県医師会→郡市医師会、  
公衆衛生委員会(旧)委員、  
休日(夜間)急患診療所

郡 市 医 師 会 長 殿

神 奈 川 県 医 師 会  
会 長 大 久 保 吉 修  
(公印省略)

新型インフルエンザへの対応について

医療機関における当面の対応については、平成 21 年 4 月 28 日時点でのものをお送りいたしましたが、5 月 1 日時点での医療機関版を作成いたしましたのでお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても管下医療機関ならびに休日急患診療所にご周知頂き、慎重なご対応をお願い申し上げます。

なお、政令市等で既に方針等がお決まりの場合は、そちらに沿ってご対応をお願い申し上げます。

お問合せは  
地域保健課 堀川、芳賀  
TEL 045(241)7000  
FAX 045(241)1464

(FAX送信枚数は、この用紙を含めて2枚)

※ 平成21年5月1日時点（状況に応じて適時修正されます。）

【症状】

**38℃以上の発熱 又は 急性呼吸器症状がある患者**

※ 急性呼吸器症状：少なくとも以下の2つの症状が最近出現した場合をいう。  
 ・鼻汁もしくは鼻閉 ・咽頭痛 ・咳嗽 ・発熱または、熱感や悪寒

医療機関を受診

【渡航歴等の確認】

- ア) 10日以内に、感染可能期間内にある新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H1N1）患者と濃厚な接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。）を有する者
- イ) 10日以内に、新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H1N1）に感染しているもしくはその疑いがある動物（豚等）との濃厚な接触歴を有する者
- ウ) 10日以内に、新型インフルエンザウイルス（豚インフルエンザウイルス H1N1）を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者
- エ) 10日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者（メキシコ、アメリカ（ハワイ・アラスカを除く）、カナダ）

滞在歴・接触歴あり

保健福祉事務所へ連絡  
又は  
医師の判断でインフルエンザ迅速診断キットで検査

A型（+）かつ B型（-）

【疑似症患者】

**各保健福祉事務所に連絡発生届出**

- ・検体（咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液）を採取、保健福祉事務所から提供される容器により回収される。
- ・保健福祉事務所が検体を県衛生研究所に搬送
- ・患者の移動などは、保健福祉事務所の指示に基づく

衛生研究所でPCR検査実施

滞在歴  
・  
接触歴  
なし

通常診療  
・  
自宅療養